

重要事項説明書

(居宅介護サービス・重度訪問介護サービス)

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社 結
所在地	〒651-2109 神戸市西区前開南町1丁目3番8号
連絡先	電話 078-975-2228
	FAX 078-958-7781
代表者	代表取締役 慶松 真弓

2. 事業所の概要

事業所名	ゆい訪問介護		
所在地	〒651-2109 神戸市西区前開南町1丁目3番8号		
電話番号	078-977-0251	FAX番号	078-958-7781
提供サービス	居宅介護・重度訪問介護	サービス提供地域	13番参照
事業所番号	2815200924	管理者	藤原 真保美

3. 職員体制

職位および職種	資格	配置人員
管理者	介護福祉士	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名
サービス担当者	介護職員初任者研修	8名

4. サービス提供時間

サービス提供時間	月～金	土・日
	09:00～18:00	ご相談に応じます

5. 事業所が提供するサービス

(1) 居宅介護計画・重度訪問介護計画

① 事業所は、下記サービス内容から居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護等」という）計画を定め、サービスを提供します。

② 居宅介護計画は、神戸市が決定した居宅介護等の支給量と、利用者の意向や心身の状況を踏まえ、具体的なサービス内容や実施日などを記載しています。

③ 居宅介護計画は、利用者や家族に事前に説明し、同意を頂くとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

(2) サービス内容

① 身体介護

起床介助・就寝介助・排泄介助・衣服着脱・身体清拭・洗髪・入浴介助・食事介助

体位変換・服薬介助・移乗・移動介助・通院・外出介助

②家事援助

居室の掃除・整理整頓・ゴミ出し・洗濯・調理・ベットメイク・衣服の整理

被服の補修・買い物

※預貯金通帳・カードのお預かり・預貯金引き出しや預け入れはできません。

※利用者以外の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則としておこないません。

③重度訪問介護

全身性障害がある方などの日常生活全般に常時支援を要する方を対象としたサービスで身体介護・家事援助・見守り等を行います。

具体的な内容は、上記の身体介護、家事援助と同様です。

④その他、必要に応じて健康や日常生活面での状況をお伺いし、生活上の相談や助言をおこないます。

6. 利用料金

(1) 利用者負担額

①サービス利用に対する利用者負担額は、受給者証記載の月額負担上限額を限度に、下記

サービス利用料金の1割となります。

尚、重度訪問介護サービスを除く下記サービス内容により事業所が請求する月々の利用者負担額は変わることがあります。

区 分	料 金	備 考
家事援助 30分	1136円	
家事援助 60分	2111円	
家事援助 90分	2948円	
家事援助 120分	3709円	
身体介護 30分	2744円	
身体介護 60分	4330円	
身体介護 90分	6392円	
重度訪問介護 60分	2165円	

②1人のヘルパーによるサービスが困難と認められ、利用者の同意のもとで2人のヘルパーによるサービスを提供した場合は、上記料金が2倍となります。

但し、この場合でも原則は、受給者証に記載の「支給量及び利用者負担額」の範囲内でのサービスとし、これを超える時は事前に協議します。

③特定加算分

区 分	料 金	備 考
初回訪問介護加算	2144円	利用開始時にサービス提供責任者がサービスを行った場合 またはヘルパーに同行しサービスを行った場合

<p>きんきゆうじ ほうもん かいご かさん 緊急時訪問介護加算</p>	<p>1060円</p>	<p>りようしやまた かぞく けいかく 利用者又はその家族から計画 いがい きんきゆうじ だ う 以外の緊急呼び出しを受けて 24時間以内に実施したサー ビスに 加算</p>
--	--------------	---

じようき りようきん
上記料金の10%が、利用者ご負担になる場合があります。

④ 特定事業所加算

(趣旨) 良質な人材の確保やサービスの質の向上に取り組む事業所により提供されるサービスについて単位数の加算を行います。

(対象) 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護

(要件)

ア. サービスの提供体制の整備

けんしゆう けいかく じっし じようほう てきかく だんたつ どうこうけんしゆう じっし など
研修の計画実施、情報の的確な伝達、同行研修の実施等

イ. 良質な人材の確保

かいご ふくし また じようきんしよくいん ていきようじかん わりあい いじよう ていきようせきにんしや
介護福祉士が30%又は常勤職員によるサービス提供時間の割合が40%以上、サービス提供責任者が
一定の要件を満たす事

(加算割合)

とくてい じぎょうしよ かさん じよてい たんいすう かさん
特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の10%を加算

(2) サービス利用にかかる実費負担

サービス利用に要する下記費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

① 事業所の事業実施地域以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合にホームヘルパーが訪問するための交通費を、利用料とともに1カ月ごとにお支払いいただきます。

(3) 利用者負担及び実費負担のお支払方法

① 利用者指定の口座からの自動振替

- ・ 利用者は金融機関を別途通知願います
- ・ 請求月の20日に自動振替します。

(但し、20日が土・日・祝日の場合翌営業日)

② 事業者指定の口座へ振り込み

振り込み 先 三井住友銀行 北須磨支店
普通預金 5091406
口座名義 株式会社 結

(4) 利用の中止(契約書第6条関連)とキャンセル料

① 利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日17:40までに事業者に出してください。

② 利用当日に中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合キャンセル料はいただきません。

利用予定日の前日17：40ま でに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日17：40ま でに申し出がなかった場合	キャンセル料として1500円

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ① サービスの提供開始時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供では、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供することがあります。
- ② 担当のホームヘルパーが交替する場合は予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不具合が生じないように十分に配慮します。

(2) サービスの提供について

- ① サービスは、「居宅介護計画」に基づき行います。但し、実際のサービス提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等に十分配慮します。
- ② サービス実施のために必要な調理器具等の備品や水道・ガス・電気は利用者のものを使用します。ホームヘルパーが業務の為に事業所に連絡する場合の電話も利用者のものを使用します。

(3) サービス内容の変更について

- ① 訪問時に、利用者の体調等の理由でサービスの実施ができない場合、利用者の同意を得て、サービス内容の変更をします。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条関連）

- ① 「住所」及び「上限負担額」、「支給量」など「受給者証」記載内容に、変更があった場合は速やかにお知らせ下さい。また、事業者、ホームヘルパーが「受給者証」の内容を確認させていただきます場合は、提示願います。

(5) ホームヘルパーの禁止行為について

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、下記行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくは家族からの金銭、預貯金通長、証書、書類等の預り
- ③ 利用者もしくはその家族からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者一緒に飲食を行う場合は除きます）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命、身体を保護のために緊急やむを得ない場合を除きます）
- ⑦ 利用者もしくはその家族等に対する宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施記録について

(1) サービス実施記録の確認

事業者は、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容を確認いただきます。内容について、間違いや意見があればお申し出ください。

なお、居宅介護計画及びサービス実施の記録は、サービス提供日より5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報管理、開示について（契約書第8条関連）

事業者は、関係法令（及び兵庫県社会福祉協議会個人情報保護法規定）に基づいて、利用者の個人情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際し必要な複写料など諸費用は、利用者負担となります。）

9. 緊急時対応

(1) 事故時対応

- ① サービス提供時の事故発生は出来る範囲での措置を図るとともに、ご家族への連絡を行い必要であれば主治医への連絡・病院への搬送・救急車の派遣要請を行います。
- ② 事故内容により、兵庫県・神戸市・地域支援センター等関連機関への連絡を行い、報告書を提出します。
- ③ 事故原因が当事業所に帰すべきものであれば、その損害を賠償します。

(2) 体調急変等の緊急時

- ① 利用者体調の急変等緊急時には、出来る範囲での措置を図るとともに、ご家族・主治医への連絡を行い、必要であれば病院への搬送・救急車の派遣要請を行います。
- ② 内容により、兵庫県・神戸市・地域支援センター等関連機関への連絡を行い報告書を提出します

10. 損害賠償保険への加入

事業者は、損害賠償保険に加入しています。

11. 苦情等の受付について

- (1) 事業者における苦情の受付及びサービス利用時の相談窓口（お客様相談係）サービスに対する苦情や意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関する相談、利用者記録等の情報開示請求は以下の専用窓口をお願いします。

苦情相談窓口	担当者 藤原 真保美
苦情解決責任者	担当者 藤原 真保美
電話番号	078-977-0251

- (2) 行政機関その他苦情受付の機関

- ・ 兵庫県国民健康保険連合会 078-332-5617 平日（8：45～17：15）
- ・ 神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課 078-322-6326 平日（8：45～12：00）
（13：00～17：30）
- ・ 兵庫県社会福祉協議会
兵庫県福祉サービス運営適正化委員会 078-242-6868 平日（10：00～16：00）

・神戸市生活情報センター 078-371-1221 平日（8：45～17：30）

1.2. 守秘義務について

- （1）事業者及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報について、正当な理由が無い限り契約中及び契約終了後も第三者に決して漏らすことのないよう、従業者の採用時及び退職時に誓約書にその旨を記載する等の必要な措置を講じます。
- （2）事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることで、介護サービスの提供に必要な範囲で、サービス担当者会議・他の指定介護事業者に対し、情報提供出来るものとします。

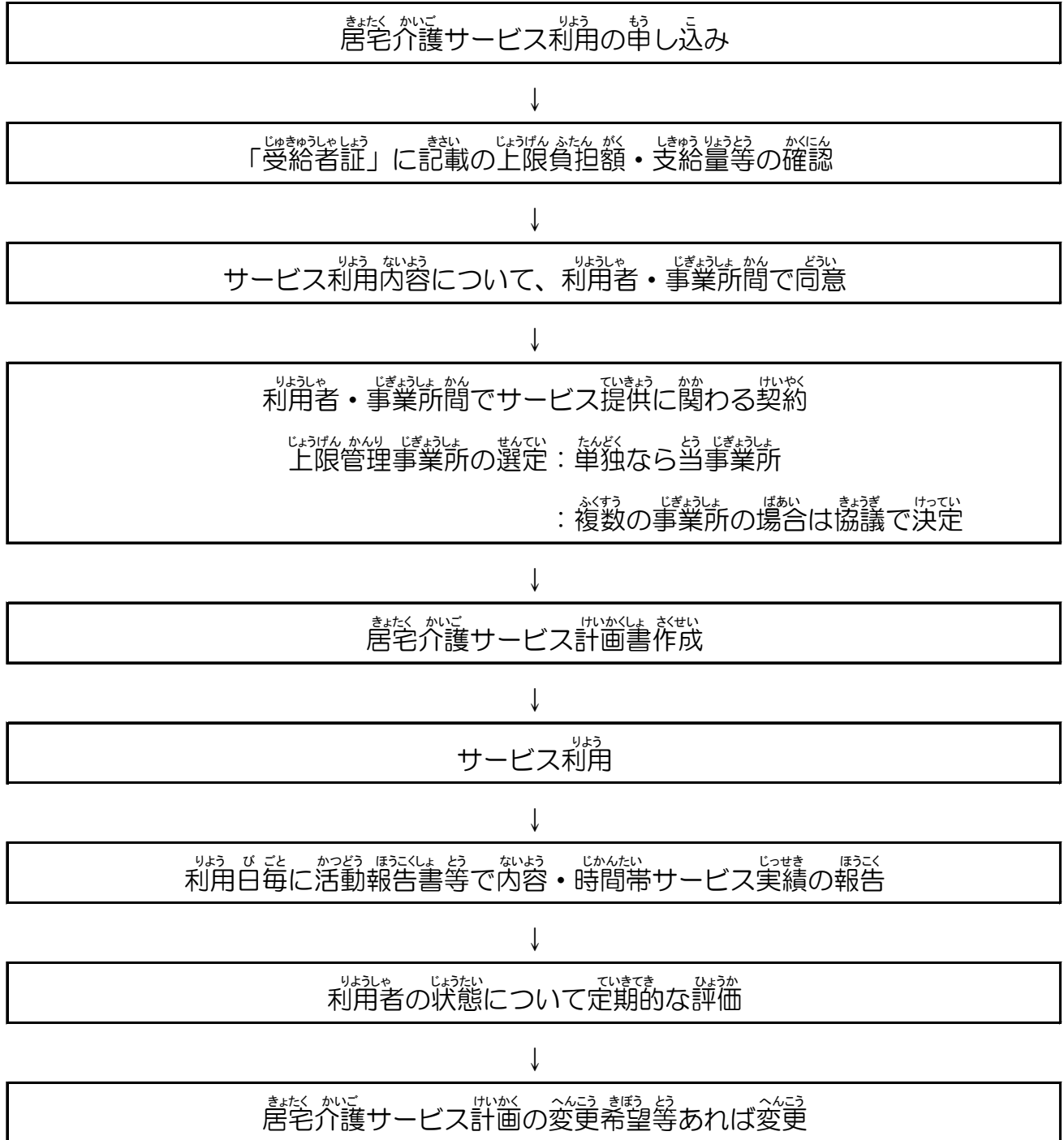
1.3. サービス提供地域

神戸市 全域

明石市（東部）地域詳細

北王子町・王子町・西新町・南王子町・田町・船上町・新明町・硯町・大道町・太寺天王町
にやまちょう ひがしのちょう たいでら うえ まる あかし こうえん たかじょうちょう ちやえん ばちょう あさぎりきたまち あさぎりだい あさぎりだいやま
荷山町・東野町・太寺町・上の丸・明石公園鷹匠町・茶園場町・朝霧北町・朝霧台・朝霧台山
まつがおか たいでらおおのちょう ひがしあさぎりだか なかあさぎりだか にしあさぎりだか きたあさぎりだか あさぎりちょう あさぎりひがでち
松ヶ丘・太寺大野町・東朝霧丘・中朝霧丘・西朝霧丘・北朝霧丘・朝霧町・朝霧東町
まつ おかきたまち おおくらだにおく ひがしやまちょう あさぎりみなみまち おおくらちょう おおくらばちまんちょう おおくらななまち おおくらほんまち
松が丘北町・大蔵谷奥・東山町・朝霧南町・大蔵町・大蔵八幡町・大蔵中町・大蔵本町
おおくらてんじんちょう ひがひとまるちょう ひとまるちょう やましたちょう おおくら かいがんどおり てんもんちょう あいおいちょう なかさき かじやちょう
大蔵天神町・東人丸町・人丸町・山下町・大蔵海岸通・天文町・相生町・中崎・鍛冶屋町
さくらまち ひがなか ちょう おおあかしちょう ほんまち ざいもくちょう みなとちょう みさきちょう ひふみちょう たいかんちょう たるやまち
桜町・東仲ノ町・大明石町・本町・材木町・港町・岬町・日富美町・大観町・樽屋町

サービス提供の標準的な流れ



重要事項の説明に関する確認書

年 月 日

居宅介護サービスの提供に当たり、利用者に対して本書面（及び付属別紙）に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 神戸市西区前開南町1-3-8
名称 株式会社 結
氏名 代表取締役 慶松真弓 (印)
事業所 名称 ゆい訪問介護
所在地 神戸市西区前開南町1-3-8
説明者氏名 管理者 藤原 真保美 (印)

私は本書面（及び付属別紙）により、事業者からの重要事項の説明を受けました。

利用者

住所
氏名 _____ (印)

代理人（又は代筆者）

住所
氏名 _____ (印)

利用者との関係（ _____ ）

〔重要事項説明書〕（自費）

訪問介護サービスを提供するに当たり、厚生労働省令第37号第8条に基づき、当事業者の概要やサービス内容、その他ご留意いただきたいこと等について説明いたします。

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社 結
所在地	〒651-2109 神戸市西区前開南町 1-3-8
連絡先	電話 (078) 975-2228
	FAX (078) 958-7781
代表者	代表取締役 慶松 真弓
事業者が行う 介護保険事業所	○神戸市西区前開南町一丁目3番8号 ・ゆい訪問看護ステーション ・ゆい訪問介護 ・ゆいケアプランセンター

2. サービス提供を担当する事業所の概要

事業所名	ゆい訪問介護		
所在地	〒651-2109 神戸市西区前開南町1-3-8		
電話番号	(078) 977-0251	FAX番号	(078) 958-7781
提供サービス	訪問介護	サービス提供地域	神戸、明石市全域
介護保険指定番号	2875202927	管理者	藤原 真保美

3. 担当するサービス提供責任者

氏名	藤原 真保美	電話番号	(078) 977-0251
----	--------	------	----------------

4. 職員体制

職位および職種	資 格	配 置 人 員
管 理 者	-	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名
サービス担当者	ヘルパー2級以上	8名

5. 介護サービスの内容

(1) 身体介護	食事介助	入浴介助	排泄介助	清 拭	体位変換	通院介助等
(2) 生活援助	食事調理	買 物	掃除・洗濯	各種代行等		
(3) 通院等乗降介助	通院介助					

尚、具体的にはサービス提供責任者にご相談ください。

6. サービス提供時間

サービス提供時間	月 ~ 金	土・日・祭日
	09:00 ~ 18:00	ご相談に応じます

7. サービス利用の中止

利用者は、事業者に対してサービス提供の24時間前までに通知することにより、その日のサービスを中止することができます。

期限を過ぎた申し出によるものや、又は事前の申し出なくホームヘルプサービスが中止された場合には、利用者は原則として下記のキャンセル料金を事業者を支払うものとします。

身体介護	2,000円		
生活援助	2,000円		
通院介助	一人 1,000円	二人	2,000円

8. 訪問介護サービスの相談・苦情等について

(1) 当事業所への相談又は苦情は下記の窓口で受付します。

苦情解決責任者	サービス提供責任者	藤原 真保美	月~金 9:00~18:00
---------	-----------	--------	----------------

9. 緊急時の対応等

利用者に体調不良や急変等が生じた場合は、ご家族に報告の上、かかりつけ医院又は希望の医療機関に連絡し医師の指示を受けて対応します。

かかりつけ又は 指定の医療機関	医療機関名	
	医 師 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	平 日 (夜間)

令和 年 月 日

自費による訪問介護の提供に当たり、利用者に対して本書面に基づいて各事項の説明を行いました。

事業者 所在地 神戸市西区前開南町一丁目3番8号
事業者名 株式会社 結
氏名 代表取締役
慶松 真弓 ⑩
事業所 所在地 神戸市西区前開南町一丁目3番8号
事業所名 ゆい訪問介護

説明者氏名 藤原 真保美 ⑩
(管理者又はサービス提供責任者)

私は、本書面により、説明者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ ⑩

上記代理人(代理人を選定した場合)

住所 _____
氏名 _____ ⑩

(利用者との関係)